

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	・予防接種法の規定により、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る事務 新型インフルエンザ等の予防接種に係る事務 ・母子保健法の規定により、母子保健情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・健康増進法の規定により、成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種記録をワクチン接種記録システム（VRS）を用いて、新型コロナウイルス予防接種記録の管理・閲覧、接種記録の他区市町村への照会・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名番号システム、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14項、70項、111項、126項 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25項、26項、27項、28項、29項、42項、48項、71項、80項、95項、96項、112項、125項、139項、153項、154項、161項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市健康福祉部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市健康福祉部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 1. ②事務の概要		新型コロナウイルス等の予防接種に係る事務追加	事前	
令和3年3月1日	I 3. 法令上の根拠		別表第一の93項の2追加	事前	
令和3年3月1日	I 4. ②法令上の根拠		115の2項追加	事前	
令和3年6月1日	I 1. ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種に係る事務追加	事前	
令和3年6月1日	I 1. ③システムの名称		健康管理システム、中間サーバー、宛名番号システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年6月1日	I 3. 法令上の根拠		・番号法第19条15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ)追加 ・番号法第19条第5号(委託先への提供)追加 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2追加	事前	
令和3年6月1日	I 4. ②法令上の根拠		・別表第二の69の2項追加 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第38条の3、59条の2追加	事前	
令和3年6月1日	I 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	健康づくり課長 百瀬 公章	健康づくり課長	事前	
令和3年6月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和3年6月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和4年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	令和2年6月1日時点	番号法第19条第7号 別表第二16の3及び102の2追加	事前	
令和4年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	令和2年6月1日時点	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2の2及び50条追加	事前	
令和4年3月17日	I 1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種に係る事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。	事前	
令和4年3月17日	I 3. 法令上の根拠	・番号法第19条15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和5年6月19日	I 4.②法令上の根拠	59条の2	59条の2 削除		
令和5年7月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	I 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10項、49項、76項、93項の2 ・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表の14項、70項、111項、126項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	
令和6年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二16の2、16の3、17、18、19、26、56の2、69の2項、70、87、102の2項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び事務を定める命令 12の2、12の2の2、12の3、13、13の2、19、30、38条の3、39、44条、50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表 25項、26項、27項、28項、29項、42項、48項、71項、80項、95項、96項、112項、125項、139項、153項、154項、161項	事後	
令和6年7月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月1日	I 1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。	・予防接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)を用いて、新型コロナウイルス予防接種記録の管理・閲覧、接種記録の他区市町村への照会・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。	事後	
令和6年7月1日	I 5. ①部署	健康福祉事業部健康づくり課	健康福祉部健康づくり課	事後	
令和6年7月1日	I 7. 請求先	塩尻市健康福祉事業部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280	塩尻市健康福祉部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280	事後	
令和6年7月1日	I 7. 請求先	塩尻市健康福祉事業部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280	塩尻市健康福祉部健康づくり課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話0263-52-0280	事後	